

令和2年度産業振興・中小企業支援施策の企画推進サポート業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和2年度産業振興・中小企業支援施策の企画推進サポート業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

社会経済情勢が激しく変化する中、大阪経済の主要な担い手である中小企業の事業継続・発展に向けて、効果的な産業振興・中小企業支援施策をきめ細かく展開していくことが求められており、これに対応するためには、市内経済情勢や企業活動の実態等を的確に把握し、地域の特性等を踏まえたうえで、各種施策の企画立案・実施に効果的に活かしていくことが重要となっている。

本業務は、経済・統計指標の分析や市内企業の景況調査等を通じて、事業者を取り巻く経済の実態をはじめ、市内事業者が直面する課題やニーズ等をタイムリーに把握するとともに、これらの情報を踏まえて本市として推進すべき産業振興・中小企業支援施策の検討・実施等に向けた適切な助言や提案を得ることにより、効果的な施策の企画・立案に資することを目的とする。

今般、その目的を達成するため、民間事業者のもつ経済情勢等に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

（2）業務内容

別紙1「令和2年度産業振興・中小企業支援施策の企画推進サポート業務委託仕様書（以下『仕様書』という。）」のとおり

（3）契約上限額

金 13,098 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和2年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

（4）契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※契約の締結は、令和2年度大阪市予算の成立以降に行う。

（5）履行場所

本業務の拠点となる事務所は、受注者が確保する。

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

(1) 次に掲げる条件のすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 直近1カ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けてい

ないこと。

- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- カ 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- キ 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）本市入札参加有資格者名簿（業務委託）種目「13 その他代行 17 各種施策研究・調査 01 各種施策研究・調査（185）」において登録されていること。
- ク 平成26年度以降に、官公庁等の発注による類似又は同様の業務の元請としての契約履行実績（ただし、履行中のものを除く。）を有していること。

（2）2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、全ての事業者が上記（1）アからカの条件を満たすものとし、上記（1）キ及びクについては、共同事業体の代表者のみが満たしていればよいものとする。加えて、以下の要件も満たさなければならない。

- ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること
- イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない
- ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること
- エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること
- オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない
- カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| ● 公募開始 | 令和2年1月21日（火） |
| ● 質問受付期限 | 令和2年1月31日（金） |
| ● 質問に対する回答 | 令和2年2月7日（金）（予定） |
| ● 参加申請関係書類の提出期限 | 令和2年2月17日（月） |
| ● 参加資格審査結果通知 | 令和2年2月25日（火）（予定） |
| ● 企画提案書類の提出期限 | 令和2年3月3日（火） |
| ● プレゼンテーション審査 | 令和2年3月13日（金）（予定） |
| ● 選定結果通知 | 令和2年3月下旬 |
| ● 契約締結・事業開始 | 令和2年4月1日（水） |
| ● 事業完了 | 令和3年3月31日（水） |

6 応募手続きに関する事項

（1）質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和2年1月31日（金）午後5時30分まで（必着）

イ 提出方法

「質問書」（様式1）を作成し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送、

FAX、Eメールによる提出を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※令和2年1月23日(木)午後8時～令和2年1月24日(金)午前8時の間、下記9の提出先において、停電を実施することから、その間のFAXによる受け付けは行えないので、注意すること。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：産業振興・中小企業支援施策の企画推進サポート業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和2年2月7日(金)(予定)に経済戦略局ホームページに掲載する。

(2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書(単独法人等用)(様式2-1)

(イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)

(ウ) 業務実績調書(様式5。平成26年度以降に、官公庁等の発注による類似又は同様の業務の元請としての契約履行実績(ただし、履行中のものを除く。)を記載し、実績を有していることが確認できる契約書の写し及び設計図書・仕様書等(参加資格について確認できる資料)の写しを添付すること。)

(エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式自由)

※様式2-1に大阪市入札参加資格承認番号を記載すること。

【共同事業体】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書(共同事業体用)(様式2-2)

(イ) 共同事業体届出書兼委任状(様式3)

(ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)

(エ) 業務実績調書(様式5。平成26年度以降に、官公庁等の発注による類似又は同様の業務の元請としての契約履行実績(ただし、履行中のものを除く。)を記載し、実績を有していることが確認できる契約書の写し及び設計図書・仕様書等(参加資格について確認できる資料)の写しを添付すること。)*代表構成員のみ

(オ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式自由)

(カ) 事業概要(パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)

(キ) 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)

【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人住民税)並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)

(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)

(サ) 共同事業体協定書（写し）

※（ウ）及び（オ）～（コ）は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※（ク）及び（ケ）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※（カ）～（コ）は、令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする。（様式3に大阪市入札参加資格承認番号を記載すること）

なお、代表構成員は、上記4に記載のとおり本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。

イ 提出期限

令和2年2月17日（月）午後5時30分まで（必着）

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに令和2年2月25日（火）（予定）に通知する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式6-1（単独法人等用）又は様式6-2（共同事業体用））

(イ) 以下の項目が記載された提案書

A 業務実施体制

B 本業務に携わる業務責任者及び主要スタッフの経歴・類似業務の従事経験等（過去5年間程度）

C 業務実施計画

(ウ) 官公庁等において平成26年度以降に受注した同種調査の調査報告書等

(エ) 業務経費見積書

(オ) 会社概要

※上記（イ）～（オ）の作成に係る詳細は、別紙3「企画提案書等の作成について」を参照すること。

イ 提出部数

正本1部（記名・代表者印を押印したもの）と副本10部

※副本には、記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、パンフレット等で法人名等が印刷されたものを使う場合でも、副本にはマスキングの処理を行うこと。

また、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記(2)エの参加資格審査結果通知(合格)を受け取った日から令和2年3月3日(火)午後5時30分まで(必着)

エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者で構成する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和2年3月13日(金)(予定)

※詳細は、参加申請者に対し、様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに参加資格審査結果通知と併せて通知する。

イ 実施場所

大阪市北区中之島一丁目3番20号 大阪市役所本庁舎
又は、大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル(未定)

ウ 内容・方法等

(ア) 上記6(3)アの提出書類を使用し、企画提案(実施方針等)について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない

(イ) 1者あたり30分程度(うち説明15分以内、質疑応答含む。)とする。

(ウ) 参加者は1者あたり3名以内とし、必ず業務責任者を含めること。なお、共同事業体の場合も同様とする。

(エ) プレゼンテーション審査の実施方法(実施日時、説明時間等)については、変更する可能性がある。この場合、企画提案書提出者に対して令和2年3月6日(金)までに別途通知する。

(オ) プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

評価項目		評価基準	配点
専門性、 企画力及び 調査分析力 等	専門的知識・能力、 調査分析力	・各種統計資料やデータ分析手法等に関する十分な専門的知識を有し、情報の収集・分析や調査・研究を効果的・効率的に行うことができる能力を有しているか ・国や自治体等における産業振興・中小企業支援施策に関する知見を有しているか	25点
	地域特性等	・大阪の経済環境や産業構造、最近の経済情勢、中小企業	15点

	の精通度	を取り巻く経営環境に精通しているか	
	企画提案力	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子「大阪の経済」を作成するにあたって使用する統計データ・分析手法に関する提案について、大阪の経済動向を分かりやすく、かつ的確に把握できる提案内容となっているか ・「企業経営者等の意識調査」に関する提案について、大阪の経済や中小企業の実態を分かりやすく、かつ的確に把握できる提案内容となっているか 	25 点
業務実施体制等	実施体制の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者及び担当スタッフが適切に配置され、的確な業務遂行が可能な体制となっているか ・特に、「産業振興・中小企業支援施策の企画推進に資する各種資料提供、助言、報告等」について、迅速な情報の収集・分析や資料作成等、発注者の要請に応じた機動的・機能的な対応が可能な体制となっているか 	15 点
	業務経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経費見積額の積算内容が妥当であるか 	10 点
事業者及び業務従事者の実績		<ul style="list-style-type: none"> ・同種の調査・研究等の業務について豊富な受注実績や優秀な結果を有しているか 	10 点
合計（委員 1 名あたり）			100 点

ア 上記の評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が 2 者以上（同点）の場合

(ア) 「専門的知識・能力、調査分析力」、「企画提案力」、「実施体制の的確性」の各項目の合計点が高い者を受注予定者とする。

(イ) 前号における各項目の合計点が同じ場合は、「企画提案力」、「実施体制の的確性」の各項目の合計点が高い者を受注予定者とする。

(ウ) 前号における各項目の合計点も同じ場合は、業務経費見積価格が低い者を受注予定者とする。

(エ) 各評価項目における評価点について、全委員の合計点が一項目でも 2 分の 1 に満たない項目がある場合、受注予定者として選定しない場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと

ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと

オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合

(ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

(ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

ケ プレゼンテーション審査を欠席すること

コ 業務経費見積書に記載の額が、上記**2（3）**の契約上限額を超えているもの

(4) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、令和2年3月下旬に通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和2年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しない。

(2) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(4) すべての提出書類は返却しない。

(5) 提出された企画提案書等は、審査・受注予定者選定用以外に提案者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

(6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。

(7) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。

(8) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(9) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった提案者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、上記**7（2）**において、各評価項目における評価点について、全委員の合計点が一項目でも2分の1に満たない項目がある提案者は除く場合がある。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階

電話：06-6615-3719

FAX：06-6614-0150

Eメール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までを除く。